

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
の制定について

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別記の
とおり制定する。

令和2年6月8日提出

伊丹市長 藤原 保幸

理 由

新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための作業に従事した職員に対して支給する特殊勤務手当について、当該作業の危険性等を踏まえ、その特例を定めるため。

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

(令和2年伊丹市条例第 号)

一般職の職員の給与に関する条例(昭和32年条例第438号)の一部を次のように改正する。

附則に次の見出し及び2項を加える。

(新型コロナウイルス感染症に対処するための別表第6に規定する感染症対策業務従事手当の特例)

- 23 職員が、新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令(令和2年政令第11号。以下「政令」という。)第2条に規定する期間の末日までの間に、新型コロナウイルス感染症(政令第1条に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。以下同じ。)の患者を受け入れる病院又は宿泊施設その他これらに準ずる場所として市長が指定する場所において、新型コロナウイルス感染症から生命及び健康を保護するために緊急に行われる措置に係る作業であつて市長が指定するものに従事したときは、感染症対策業務従事手当を支給する。この場合において、別表第6中同手当の規定は適用しない。
- 24 前項に規定する作業に従事した場合における感染症対策業務従事手当の額は、日額3,000円(新型コロナウイルス感染症の患者若しくはその疑いのある者の身体に接触して行う作業又はこれらの者に長時間にわたり接して行う作業その他これらに準ずる作業として市長が指定する作業に従事した場合においては、4,000円)とする。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、令和2年3月2日から適用する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の附則第23項の規定は、同項に規定する期間の末日までに従事した業務に係る感染症対策業務従事手当

の支給については，当該末日の翌日以後もなおその効力を有する。

（感染症対策業務従事手当の内払）

- 3 この条例による改正後の一般職の職員の給与に関する条例（以下「改正後の給与条例」という。）の規定を適用する場合には，この条例による改正前の一般職の職員の給与に関する条例の規定に基づき支給された感染症対策業務従事手当は，改正後の給与条例の規定による感染症対策業務従事手当の内払とみなす。